

貸借対照表

2021年 3月 31日

(当期会計期間末)

株式会社 JALカーゴサービス九州

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 844,564,857】	【流動負債】	【 161,651,900】
現金及び預金	20,944,472	営業未払金	34,303,100
営業未収入金	1,825,725	関係会社未払金	4,490,346
関係会社営業未収入金	113,144,086	未払金	36,232,233
貯蔵品	3,122,252	未払法人税等	36,333,100
商品	137,993	預り金	31,903,855
立替金	393,353	未払費用	7,838,066
未収入金	6,618	未払消費税	10,551,200
関係会社未収入金	10,249,849	【固定負債】	【 242,028,444】
前払費用	23,060,521	退職給付引当金	242,028,444
資金センター貸付金	668,403,166	負債の部合計	403,680,344
一年内返済長期貸付金	3,276,822		
【固定資産】	【 102,773,384】		
(有形固定資産)	(1,891,110)	純資産の部	
工具器具備品	1,891,110	科 目	金 額
(無形固定資産)	(259,200)	【株主資本】	【 543,657,897】
電話加入権	259,200	【資本金】	【 20,000,000】
(投資その他の資産)	(100,623,074)	【利益剰余金】	【 523,657,897】
長期貸付金	14,112,269	利益準備金	5,000,000
繰延税金資産(固定)	86,510,805	(その他利益剰余金)	(518,657,897)
		別途積立金	66,000,000
		繰越利益剰余金	452,657,897
		純資産の部合計	543,657,897
資産の部合計	947,338,241	負債・純資産の部合計	947,338,241

個別注記表

I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降に取得した建物および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（3）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）収益の計上基準

当社は、日本航空株式会社及び福岡エアカーゴターミナル株式会社からの受託契約に基づく航空貨物ハンドリングサービスを主に提供しており、定額部分については契約期間にわたって、従量部分については役務提供完了の時点で収益を認識しております。

(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限および移転時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

II. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第29号)を適用しております。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	400 株	—	—	400 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当事項はありません。